



# 宮 崎 県 公 報

平成30年2月15日(木曜日) 第 2970 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

告 示	頁	○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 1
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) …………… (砂防課) 1		○大規模小売店舗の変更に係る届出 (3件) … (商工政策課) 1
公 告		○大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市 町村の意見…………… ( “ ) 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 324号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成30年2月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 星叶地区

##### (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱3号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱3号を平成26年宮崎県告示第7号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線により囲まれた土地の区域

##### (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	宮崎市大字鏡州字星叶 590-1
2	” ” ” 600-1
3	” ” ” 590-2

### 宮崎県告示第 325号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成30年2月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 上伊形第3地区

##### (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を市道上伊形線官民地境界に沿って結んだ線により囲まれた土地の区域

##### (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	延岡市上伊形町 180-39
2	” ” 250-20
3	” ” 250-20

4	” ”	256-1
5	” ”	256-1
6	” ”	256-1
7	” ”	255-3
8	” ”	250地先法定外公共物水路
9	” ”	247地先法定外公共物道路

## 公 告

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成30年2月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 免税証の種類  
20ℓ券55枚
- 用途  
林業等
- 記号及び番号  
20ℓ券E 2705796~E 2705850
- 有効期間  
平成30年2月1日から平成30年3月31日まで
- 免税証に記載した販売店の名称  
三藤石油株式会社
- 紛失年月日  
平成30年2月2日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年2月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス加納店  
宮崎市清武町加納四丁目11番 外

<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号</p> <p>3 変更する事項 大規模小売店舗の名称 (変更前) (仮称) ダイレックス加納店 (変更後) ダイレックス加納店</p> <p>4 変更の年月日 平成29年11月22日</p> <p>5 変更する理由 大規模小売店舗の名称決定のため</p> <p>6 届出年月日 平成30年1月29日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成30年2月15日から平成30年6月15日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成30年2月15日から平成30年6月15日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成30年2月15日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 延岡市塩浜町ドン・キホーテ 延岡市塩浜町一丁目1532番地1</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 N T T ファイナンス株式会社 代表取締役 坂井義清 東京都港区港南一丁目2番70号</p> <p>3 変更する事項 大規模小売店舗の名称 (変更前) (仮称) ダイワロイヤル株式会社延岡貸店舗 (変更後) 延岡市塩浜町ドン・キホーテ</p> <p>4 変更の年月日 平成29年11月28日</p>	<p>5 変更する理由 大規模小売店舗の名称決定のため</p> <p>6 届出年月日 平成30年1月29日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成30年2月15日から平成30年6月15日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成30年2月15日から平成30年6月15日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成30年2月15日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル西都店 西都市大字右松1937-1他22筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号</p> <p>3 変更する事項 (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号 (変更後) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号</p> <p>4 変更の年月日 平成30年1月1日</p> <p>5 変更する理由 設置者の住所変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成30年1月29日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課</p>
--	--

、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城  
県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務  
事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年2月15日から平成30年6月15日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成30年2月15日から平成30年6月15日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地  
域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも  
に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売  
店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という  
。）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、  
当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エルー万城

北諸県郡三股町大字宮村字一万城2855番14 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法附則第5条第1項の規定による届出

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更

平成29年10月31日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課  
、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城  
県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務  
事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年2月15日から平成30年3月15日まで

--	--